伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林の保護及び育成並びに山村地域の振興を図ることを目的としふるさとの森づくりを推進する林業振興事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行うことについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

- 第2条 補助金を交付する団体は、森林組合、生産森林組合及び森林所有者とする。 (補助対象事業及び補助金の額等)
- 第3条 補助の対象とする事業、補助金の額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。 (交付の要望)
- 第4条 補助金の交付を要望しようとする者は、伊勢原市林業振興事業補助金交付要望書 (第1号様式)を、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の10月末日までに市長 に提出しなければならない。

(内定通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付の要望があったときは、団体の活動内容等を審査し、必要に応じて実態調査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の予算措置を行い、当該予算の議決後その旨を伊勢原市林業振興事業補助金内定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付の申請)

- 第6条 前条第2項の規定により内定通知を受けた者は、伊勢原市林業振興事業補助金交付申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、補助金を交付すべきものと決定したときは、伊勢原市林業振興事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(変更交付の申請)

- 第8条 前条の通知を受けた者が、補助金の交付申請額を変更しようとする場合は、伊勢原市林業振興事業補助金変更交付申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
  - (1) 変更事業計画書
  - (2) 変更収支予算書

(変更交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があり、審査等の結果、交付する補助金額を変更すべきもの と決定したときは、伊勢原市林業振興事業補助金変更交付決定通知書(第6号様式)に より通知するものとする。 (変更の承認)

- 第10条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容若しくは経費の配分の変更(次条に定める軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止をしようとする場合は、伊勢原市林業振興事業補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書(第7号様式)に変更の理由又は中止若しくは廃止の理由等を記載し、関係資料を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、伊勢原市林業振興事業補助金交付決定事業変更(中止・廃止)承認申請書が 提出され、審査等の結果、変更又は中止若しくは廃止すべきものと決定したときは、伊 勢原市林業振興事業補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書(第8号様式)により通 知するものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第7条第1項第1号の軽微な変更は、交付決定の基礎となった活動費の 10%以下の額のものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第12条 規則第9条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の通知 を受けた日から10日を経過した日までとする。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金は、補助事業等が完了した後において交付するものとする。ただし、市 長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交 付することができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市林業振興事業補助金交付請求書(第9号様式)に伊勢原市林業振興事業補助金交付決定通知書又は伊勢原市林業振興事業補助金変更交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第14条の規定による実績報告は、伊勢原市林業振興事業補助金実績報告書(第10号様式)により、当該補助事業等の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この期間を延長することができる。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、伊勢原市林業振興事業補助金実績報告書が提出され、規則第15条の規定に基づいて補助金の確定を行った結果、第7条の交付決定の額(第9条の変更交付決定を行った場合は、その額)と確定額が相違する場合は、伊勢原市林業振興事業補助金確定額通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(書類の提出部数)

- 第16条 規則及びこの要綱の規定により、市長に提出する書類の部数は、1部とする。 (委任)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、平成13年12月1日から適用する。 (伊勢原市林業振興補助金交付要綱の廃止)
- 2 伊勢原市林業振興補助金交付要綱(平成3年伊勢原市告示第33号)は、廃止する。 (経過措置)
- 3 伊勢原市林業振興補助金交付に関する要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、こ 要綱の施行日以後の申請に係る補助金等について適用し、同日前の申請に係る補助金等 については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の伊勢原市林業振興補助金交付要綱 (以下「旧要綱」という。)に定める様式による交付申請書等は、新要綱に規定する交付申請書等とみなす。
- 5 この要綱の施行の際現に存する旧要綱に定める様式による交付申請書等の用紙は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

附 則(令和3年9月22日告示第227号) この告示は、公表の日から施行する。

# 別表1-1 (第3条関係)

補助対	象 事 業 名								
細事業名	細々事業名	事業内容	補助対象経費	採	択	要	件	申請の期日	補 助 金 額 及 び 補 助 率
		伊勢原市森林	森林組合の事業活動を					毎年度	当該年度の運営、管理事業にかかる経費
		組合活動推進	促進し、健全な発展を図					6月30日	当該年度経費×4/10
Щ		事業	るために要する経費					までとする	
	森林組合	林業技術者	林業従事者の技術の向					毎年度	
業		育成対策事業	上と意識の高揚を図るた					9月30日	予算で定めた額 (定額補助)
			めに要する経費					までとする	
人	振 興 対 策	生産森林組合	生産森林組合の健全な					毎年度	1団体当たり
		育成指導事業	発展を図るために要する					6月30日	予算で定めた額 (定額補助)
づ			経費					までとする	
	事 業	生産森林組合	生産森林組合の事業活					毎年度	1団体当たり
<		活動促進事業	動の促進を図るために要					6月30日	予算で定めた額 (定額補助)
			する経費					までとする	
り		林業労働者	林業労働者の福祉の向					毎年度	労災・雇用保険料=労働省通知による保険年
	林業労働	雇用促進事業	上と雇用の安定確保を図					6月30日	度(毎年4月から翌年3月31日まで)の保
事	者雇用促		るために要する経費					までとする	険料率にて算定
	進事業								退職金掛金 単価×対象日数
業									賞与    単価×対象日数
									福利厚生費 予算で定めた額

# 別表1-2(第3条関係)

補助対象	象事業名					
細事業名	細々事業名	事業内容	補助対象経費	採 択 要 件	申請の期日	補 助 金 額 及 び 補 助 率
		地域林業形成	林業生産基盤の整備、	1 事業主体は事業の目的を達成するため当	毎年度	(地域林業形成促進事業:補助分)
		促進事業	林業従事者の雇用の安定	該地域に係る5年を1期とするふるさとの	6月30日まで	標準事業費の 4/10
			及び森林の有する公的機	森づくり事業計画(以下「促進計画」とい		①造林
			能の高度発揮を図るため	う。)を作成し、促進計画に従って事業を		②下刈
			に要する経費	実施する。	毎年度	(地域林業形成促進事業:補助分)
森	森			2 促進計画の作成にあたっては、当該促進	9月30日まで	標準事業費の 4/10
				地域に係わる関係団体及び個人の意見を聞		③枝打
				くのもとする。		④除間伐
				3 促進計画においては、次に掲げる事項を		<b>⑤育成天然林</b>
林	林	地域林業形成	県補助事業以外で緊急	定めるものとする。		(地域林業形成促進事業:市単独分)
		促進事業	な整備及び複層林、混交	(1) 森林整備の基本方針		標準事業費の 9/10
		(市単独事業)	林など広葉樹林化に要す	(2) 事業の目標に関する事項		①枝打
			る経費	(3) 事業量に関する事項		②除間伐
管	管			(4) 事業の実施に係わる労働力に関する事項		③すそ払い
		森林環境保全	森林を適正に管理し、	(5) その他事業の実施に関し、必要な事項		(地域林業形成促進事業:補助分、市単独分)
		特別対策事業	環境創造を促進するため	4 事業主体は、促進計画に基づき当該年度		標準事業費の 1/10
			に要する経費	に実施する事業に係わる年度計画を作成す		①枝打
理	理			る。		②除間伐
				5 年度計画においては、次に掲げる事項を		③すそ払い
		防鹿兎柵設置	新植造林地に対して、	定めるものとする。	毎年度	鹿柵 H=1.8m 単価×延長×9/10
		事業	鹿兎等から苗木の保護を	(1) 種類別及び箇所別の事業量	6月30日まで	兎柵 H=0.7m 単価×延長×9/10
事	事		図るために要する経費	(2) 種類別及び箇所別の事業主体		
		利用間伐材助	間伐材の需給の促進を	(3) 事業の実施に必要な事業量	毎年度	((搬出量(m3)×単価) -県ほか補助費)
		成事業	図るために要する経費		9月30日まで	× 9 / 1 0
						標準事業費の10/10
業	業	天然林育成事	健全な天然林の保護及		毎年度	予算で定めた額
		業	び保全を図るために必要		6月30日まで	
			な育成管理に要する経費			
		災害復旧対策	林業経営の維持と安定			保安林・普通林
		事業	を図るため、雪害を受け			予算で定めた額
			た森林復旧に要する経費			

# 別表1-3(第3条関係)

補助対	象 事 業 名								
細事業名	細々事業名	事業内容	補助対象経費	採	択	要	件	申請の期日	補 助 金 額 及 び 補 助 率
		水源の森林づ	VII齢級以上(31年生)					毎年度	(水源の森林づくり協力協約促進事業
森	森	くり協力協約	の高齢級における除間伐	神奈川県協力	力協約推進	進事業実施	· 西要綱	6月30日まで	:補助分)
林	林	推進事業	に要する経費	(平成9年4	4月1日旅	施行) によ	こる		標準事業費の 8/10
管	管		VI齢級以上(26年生)						
理	理		の高齢級における枝打に						(水源の森林づくり協力協約促進事業
事	事		要する経費						: 市単独分)
業	業		復層林、混交林に整備						標準事業費の 2/10
			するために要する経費						

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金交付要望書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

要望者名称及び代表者氏名

年度において次の事務事業を行いたいので、補助金の交付を願いたく、伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第4条の規定により要望します。

1 交付要望額 円

- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 補助金等の使途
- 5 補助事業等の財源内訳 ① 市の補助金 円

計

- ② 市以外からの補助金 円
- ③ 自主財源 円

円

(注)予算案及び事業計画案がある場合は添付すること。

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金内定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで要望のありました伊勢原市林業振興事業補助金の交付については、次のとおり交付する予定ですので、伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第6条の規定による補助金交付申請書を提出されるよう通知します。

1 補助金交付予定額

円

- 2 補助金の使途
- 3 その他

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添え申請します。

1 交付申請金額 円

- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 添付書類 (1)事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3)
  - (4)

伊勢原市指令第 号

#### 年度伊勢原市林業振興事業補助金交付決定通知書

#### 住所又は所在地

#### 要望者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市林業振興事業補助金交付申請 書については、伊勢原市補助金等の規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しまし たので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助金交付決定額 円

- 2 補助事業の名称
- 3 交付決定の内容
- 4 交付条件

(1)

(2)

- 5 交付にかかる指示
  - (1) 事業終了後、実績報告書を提出すること。

(2)

(事務担当は、

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金変更交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年度において次のとおり補助金の変更交付を受けたいので、伊勢原市林業振 興事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添え申請します。

1 変更交付申請金額(変更前の交付申請金額円)

- 2 補助事業の名称
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 添付書類 (1)変更事業計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3)
  - (4)

<b>中热 百七七人笠</b>	
伊勢原市指令第	万

# 年度伊勢原市林業振興事業補助金変更交付決定通知書

#### 住所又は所在地

#### 要望者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで提出されました変更交付申請書の内容を審査しました結果、次のとおり変更交付決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 印

1 変更交付決定額 円

(変更前の交付決定額 円)

2 交 付 条 件

(事務担当は、

第7号様式(第10条関係)

年度伊勢原市林業振興事業補助金交付決定事業変更(中止·廃止)承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

次のとおり伊勢原市林業振興事業補助金交付決定事業の変更(中止・廃止)について承認を受けたいので、伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え申請します。

 変更の内容 (変更前)

(変更後)

2 変更の理由

伊勢原市指令第

号

年度伊勢原市林業振興事業補助金変更(中止・廃止)承認決定通知書

住所又は所在地

申請者名称及び代表者氏名

年 月 日づけで提出されました変更(中止・廃止)承認申請書の内容を 審査しました結果、次のとおり承認しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長印

変更 (中止・廃止) の内容

(事務担当は、

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金交付請求書

年	月	日
$\overline{}$	/ 1	$\vdash$

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

## 請求者名称及び代表者氏名

印

年 月 日付け伊勢原市指令第 号により交付決定のありました件につき、伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第13条の規定により請求します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付(変更交付)決定通知額

円

3 既交付額

円

4 今回交付請求額

円

5 未交付額

円

- 6 添付書類
- (1)補助金交付(変更交付)決定通知書の写し
- (2)

## 年度伊勢原市林業振興事業補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は所在地

補助事業者名称及び代表者氏名

年 月 日付け伊勢原市指令第 号で交付決定を受けた補助事業の実績を伊勢原市林業振興事業補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付(変更交付)決定額

円

円

円

4 不用額

3 実績額

- 5 添付書類
- (1) 事業成果報告書及び収支決算書(見込み)
- (2)

伊勢原市指令第
---------

# 年度伊勢原市林業振興事業補助金確定額通知書

住所又は所在地

#### 補助事業者名称及び代表者氏名

年 月 日付けで提出されました実績報告書を審査しました結果、次のと おり確定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長

1 補助金交付(変更交付)決定額

円

2 補助金確定額

円